

平成18年11月9日発行

. * . " ~ " . * . _ . * . " ~ " . * . _ . * . " ~ " . * . _ . * . " ~ " . * . _ . * . " ~

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第49号）

. * . " ~ " . * . _ . * . " ~ " . * . _ . * . " ~ " . * . _ . * . " ~ " . * . _ . * . " ~

インデックス

【1】認定農業者と集落営農組織の両者間における土地利用調整事例を公表！

～「平成18年度地域農業の担い手の明確化に関する取組事例」～

【2】農業者年金関係Q & A

～集落営農（任意組織）と農業者年金（経営移譲年金）との関係～

【3】地域の話題等

22の特定農業団体、2つの特定農業法人がスタート！

（島根県斐川町、中国四国農政局発）

北海道における加入申請の状況

（北海道農政事務所発）

【1】認定農業者と集落営農組織の両者間における土地利用調整事例を公表！

～「平成18年度地域農業の担い手の明確化に関する取組事例」～

平成19年産からの品目横断的経営安定対策の導入に伴い、農林水産省では、関係機関と連携・協力して、担い手育成・確保の全国的な運動を進めていますが、担い手の育成に当たっては、まず、それぞれの集落や地域において、どのようなタイプの担い手をどのようにして育成していくかといった方向性を明確にする必要があります。

その際には、認定農業者と集落営農組織との間で、農用地の利用関係に関する無用な混乱が生じることのないよう、地域の関係者間で十分な話し合いを行い、円滑な調整を図ることが重要です。

農林水産省では、このような地域における取組について、実際に両者間で土地利用調整が行われた事例を収集し、その中から、参考となる18の事例を

(1) 市町村やJA等が介在した「関係機関介在型」

(2) 従来からある生産組織等が核となった「生産組織熟成型」

- (3) 基盤整備事業の採択等が契機となった「事業活用型」
- (4) 組合役員や大規模農家自らが地権者を説得した「地域リーダー型」
- (5) その他

の5つの類型に整理し、「平成18年度地域農業の担い手の明確化に関する取組事例」として公表しました（11月6日）。

内容については、こちらをご覧ください。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/menu1.htm>

【2】農業者年金関係Q & A

～ 集落営農（任意組織）と農業者年金（経営移譲年金）との関係～

Q 1：経営移譲を受けている後継者（子）が集落営農（任意組織）や農業生産法人に参加すると、受給権者（親）の農業者年金（経営移譲年金）はどうなるのですか。

A 1：(1) 集落営農（任意組織）に参加する場合

経営移譲を受けている後継者（子）が集落営農（任意組織）に参加しても、農地の名義が変わらないので、受給権者（親）の経営移譲年金は支給停止になりません。

(2) 農業生産法人に参加する場合

経営移譲を受けている後継者（子）が農業生産法人に参加しても、適切な手続（ ）を踏めば、受給権者（親）の経営移譲年金は支給停止になりません。

「適切な手続」とは、返還を受けた農地を農業者年金制度の目的（農地保有の合理化）に沿って適切な第三者（法人等）に移譲することです。

Q 2：農業者年金の受給権者（親）が集落営農（任意組織）や農業生産法人に参加すると、農業者年金（経営移譲年金）はどうなるのですか。

A 2：(1) 集落営農（任意組織）に参加する場合

経営移譲年金が支給停止になるときは、農地の権利を持ったときです。受給権者（親）が集落営農に参加しても、農地の名義は持たないので、経営移譲年金は支給停止になりません。

(2) 農業生産法人に参加する場合

受給権者（親）が、農業生産法人の構成員となり法人の経営に参画する（法人の持分を取得する）場合は、農業経営の再開となり、経営移譲年金は支給停止となります。ただし、単に雇用者となる（法人の持分を有さない）場合には、農業経営を再開したことにならないので、経営移譲年金は支給停止になりません。

要するに、農地の名義を持った場合と農業経営の再開の場合には、農業者年金（経営移譲年金）が支給停止となるものですが、以上のことは、これまでも「品目横断的経営安定対策のポイント（雪だるまパンフ）」の43ページでご紹介していますので、こちらをご覧ください。

→ http://www.maff.go.jp/ninaite/keiei_antei_point.pdf

【3】地域の話題等

22の特定農業団体、2つの特定農業法人がスタート！

（島根県斐川町、中国四国農政局発）

斐川（ひかわ）町は、島根県の北東、日本で6番目に大きい宍道湖（しんじこ）の南西部に面し、出雲空港を擁する町です。代表的な天井川（砂礫の堆積により川床が周辺の平面地よりも高くなっている川）として知られる斐伊川（ひいかわ）が流れ水利条件に恵まれるとともに、出雲平野の中にあり地形は比較的穏やかなため、農業は、水稻を中心とした1集落1農場型の大規模経営が数多くを占めています。

同町には、現在、80人の認定農業者と32の営農組合（既特定農業団体1、既特定農業法人1）がありますが、このうち今回、一挙に24の営農組合が特定農業団体または特定農業法人に移行することとなりました。

これらの集落営農組織の母体となる35の農用地利用改善組合に対し、去る9月26日に本田町長から認定書が交付され、正式にそれぞれの特定農用地利用規程に位置づけられた特定農業団体・特定農業法人が動き出すこととなりました。また、特定農業団体「おきす営農組合」の周藤組合長からは、「営農組合の維持、発展のためには品目横断的経営安定対策に加入する必要があった。ハードルは高かったが、何とか到達した。決断したからには5年計画を達成すべくがんばりたい」との強い決意表明がありました。

同町では、品目横断的経営安定対策に対応するため、昨年からは町農林事務局（構成：町・JA・普及部ほか）が先導役となり、認定農業者の育成はもちろんのこと、既存集落営農組織の特定農業団体あるいは特定農業法人へのステップアップに力を入れてきました。また、特に県の普及部では、面積要件が不足する2つの営農組合の法人化について重点的に指導してきました。

今後、県の普及部としては、町農林事務局の一員として、残された2～3営農組合の対策への加入に向けた取組を進めるとともに、今回誕生した特定農業団体（法人）の集落ビジョンや経営計画の達成に向けて支援していくこととしています。

- ・問い合わせ先：島根県東部農林振興センター出雲事務所（TEL：0853-30-5602）

北海道における加入申請の状況

（北海道農政事務所発）

北海道では、農業経営の大規模化が進んでいることから、品目横断的経営安定対策の加入申請に向けて、個別経営の認定農業者への誘導を中心としつつ、複数戸による法人化、集落営農の組織化を組み合わせる取り組みが進展しました。

この結果、10月末時点で、対象作物作付農家戸数（約31,000戸）の74%に相当する約23,000戸が要件を充足し、対象品目作付面積の約92%がカバーされており、担い手の育成・確保は順調に進んでいると考えています。

実際の申請手続については、代理申請に係る契約様式等がＪＡ北海道中央会からＪＡに示されたことを受け、道内の各ＪＡは生産者に対する説明会を実施しており、生産者との間で事務委託契約が締結されて準備が整ったＪＡ等から、順次、加入申請がなされています。加入意向をＪＡ等から聴き取ったところでは、道内の97ＪＡ等が加入申請に係る事務手続を代行する意向を示しており、対象者要件を充足する経営体の多くが、収入減少影響緩和交付金を含めて事務手続をＪＡ等に委託する見込みです。

北海道農政事務所としては、事務処理を円滑に進めるための内部的な準備と併せて、ＪＡ北海道中央会等とも連携し、ＪＡ等单位でまとめて提出される書類の記入内容に重大な齟齬を生じることのないよう、

- ・一定程度集約された時点で一度提出してもらう
- ・サンプル程度でよいので一部を早めに提出してもらう

等をＪＡ等に呼びかけています。

11月には申請のピークを迎えますが、収入減少影響緩和交付金の重要性、加入メリット、手続期限について、広報誌「のうせい北海道」への掲載や現地に出向いての説明を通して、引き続き、周知・掘り起しを行うこととしております。

- ・問い合わせ先：北海道農政事務所（TEL：011-642-5461）

< 編集後記 >

11月7日は「立冬」でした。暦の上ではもう冬です。

「ふゆ」は万物が冷ゆ（ひゆ）る季節。二十四節気によると立冬から立春の前日（2/3）まで、旧暦では10月・11月・12月、新暦では12月・1月・2月、天文学上は冬至（12/22）から春分（3/21）までが冬とされているそうです。

いずれにしても、11月は1年でもっとも気温の下がり方が大きい月です。最低気温がひと月の間に5 から6 も下がる地域もあるそうです。急に寒くなると体調を崩しやすくなりますので、服装や室内の環境などに気を配って、風邪を引かないようにご注意ください。

当メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、メルマガの感想等を下記アドレスまでお寄せください。

- ▲ 電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン
発行日 ：随時発行（週1回程度）
発行元 ：農林水産省 経営局 経営政策課
- ▲ お問い合わせ先の電子メールアドレス： keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/>